

観音寺市DX推進計画

令和4年3月
香川県観音寺市

目 次

1	はじめに	1
1.1	計画策定の背景	1
1.2	DX（デジタル・トランスフォーメーション）について	2
2	現状と課題	3
3	計画の趣旨等	5
3.1	計画の趣旨	5
3.2	基本理念	5
3.3	基本方針	6
3.4	計画の位置付け	6
3.5	計画の対象期間	6
4	施策の推進	7
4.1	推進体制	7
4.2	個別施策	8
(1)	官民データ活用の推進	8
(2)	デジタルデバイドの解消	8
(3)	キャッシュレス決済の推進	9
(4)	行政手続きのオンライン化の推進	9
(5)	マイナンバーカードの普及促進	9
(6)	情報システムの標準化・共通化	10
(7)	情報セキュリティ対策の推進	10
(8)	情報配信システムの導入	10
(9)	内部事務のデジタル化	11
5	用語集	11

1 はじめに

1.1 計画策定の背景

近年、スマートフォンの急速な普及やA I[※]を用いた様々な製品が発売されるなど、デジタル技術が私たちの生活に大きな変化をもたらしています。特に欧米のI T[※]企業が新たな製品やサービスを次々に投入し、存在感を高めています。人工知能技術の飛躍的な進展によるビッグデータ[※]を活用した広告・マーケティングの浸透や自動車の自動運転技術の実用化、災害におけるあらゆる事態の予測が可能になるなど、本格的にデジタルシフト[※]が進みつつあります。

国においては、平成12（2000）年にI T基本法[※]が国会で成立したことを受け、その翌年に「e-Japan 戦略」を決定、5年以内に世界最先端のI T国家になることを目標に、超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、電子商取引、電子政府の実現、人材育成強化の4つの重点政策分野を掲げ、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備することとされました。これ以降、計画が累次にわたり策定され、関連法も整備されてきました。

そのような中、経済産業省が平成30（2018）年に公表した「DXレポート」の中で、令和7（2025）年以降、最大12兆円／年の経済損失が生じる可能性（2025年の崖）について警鐘を鳴らしました。その主な理由としてレガシーシステム[※]に起因したシステムリスクを挙げ、その課題を克服できない場合、令和7（2025）年には、約43万人まで拡大するI T人材不足などによりシステムの維持管理費が著しく高額化するほか、システムトラブルやデータ滅失等のリスクの高まり及びビジネス・モデルを市場の変化に対応して柔軟・迅速に変更することができないことにより、競争上の優位性を確立できず業務基盤そのものの維持・継承が困難になるなど、デジタル競争の敗者になると指摘しています。

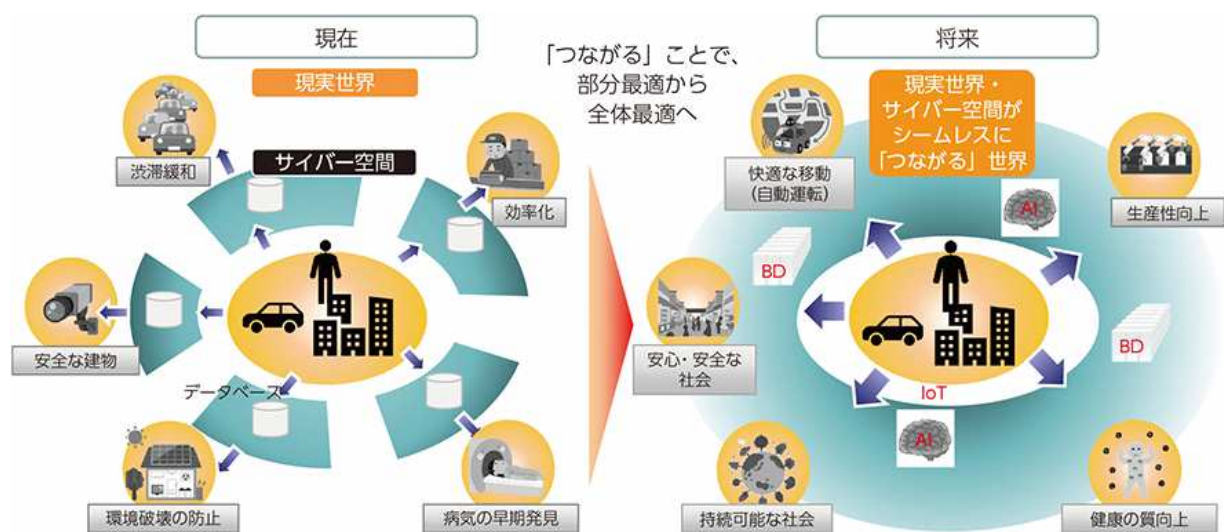
また、国は令和2（2020）年4月に新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策として特別定額給付金の支給を決定し、マイナンバーカードを活用したオンライン申請方式も併せて実施することとしましたが、オンライン申請方式では、システムに係る不備や準備不足もあり大きな混乱が生じることになりました。給付金の支給は、諸外国に比べて日数を要したほか、データの自動処理が行われなかったため、申請データを目視・手作業で確認せざるを得ず、二重払いの恐れもあったことからオンライン申請を取りやめる自治体も出てくるなど、行政手続きにおけるデジタル化の遅れを露呈することになりました。

以上の背景などにより社会全体においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の機運が高まり、国は、デジタル分野における国際競争力の後退を回復させるため、デジタル社会形成の司令塔として令和3（2021）年9月にデジタル庁を発足させ、今後5年で官民のインフラを本格的に作り上げる予定にしています。

1.2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）について

DXは、平成16（2004）年にスウェーデンのエリック・ストルターマン教授が提唱し、「ICT[※]の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念で、デジタル技術の人々の生活を豊かにさせる普遍的なツールとしてとらえ、活用していくこととされています。DXの“D”は、Digital（デジタル）を意味し、“X”はTransformation（変革）を意味します。英語でTransは「向こう側へ」の意味を持ち、英語圏の慣習により省略の際は“X”と標記します。

図1 デジタルトランスフォーメーションの進展



出典：総務省「我が国のICTの現状に関する調査研究」

また、DXにおけるデジタル化には3つの異なる段階の概念が存在し、第一段階は、アナログ・物理データをデジタルデータ化するデジタルイゼーション（Digitization）、第二段階として、個別の業務・製造プロセスをデジタル化するデジタルライゼーション（Digitalization）、第三段階では、全体の業務・製造プロセスをデジタル化するデジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）に分けられています。ただし、必ずしも第一段階から順番に実施するものではないとされています。

今後、本格的にDXを展開していく上では、組織のトップ自らが仕事の仕方そのものの変革への強いコミットメント[※]を持って取り組み、組織全体の危機感の共有や固定観念（既存の業務・慣習・組織のあり方など）を変革するなど、意識改革を行うことが重要です。そして、デジタルに対する明確なビジョンと戦略を踏まえ、人材や資金等のリソースについて、爆発的に増加するデータをフルに活用できる新たなデジタル技術に充当し、顧客、市場の変化に柔軟・迅速に対応していく必要があります。そうすることにより組織は、デジタル技術を駆使できるようになりDXを実現することができるとされています。

2 現状と課題

本市の人口減少や少子高齢化の状況は、国勢調査によると年少人口（15歳未満）が平成27（2015）年の7,162人から令和2（2020）年には6,689人と473人減少し、少子化が進んだ一方で、老年人口（65歳以上）は18,983人から19,433人と450人増加しており、高齢化の進行がみられます。人口については、平成27（2015）年の59,409人と令和2（2020）年の57,438人を比較して1,971人の減少となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年3月推計）によると本市の令和22（2040）年の人口が41,500人に減少すると推計されており、長期的な人口減少の継続が予想される極めて深刻な状況となっています。

これらを踏まえると、人口減少や少子高齢化は、高齢化の進行から社会保障費の増加などによる財政状況の悪化、それに伴う高度経済成長期に建設した公共施設や道路、橋りょう、港湾、漁港、下水道といったインフラの更新費用や解体費用の問題及び地域経済の縮小による生活利便性の低下など、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあります。今後、時代の変化に対応した政策形成や公共施設全体の保有総量の最適化、事務事業の整理合理化などにより持続可能な行財政運営ができるように取り組む必要があります。

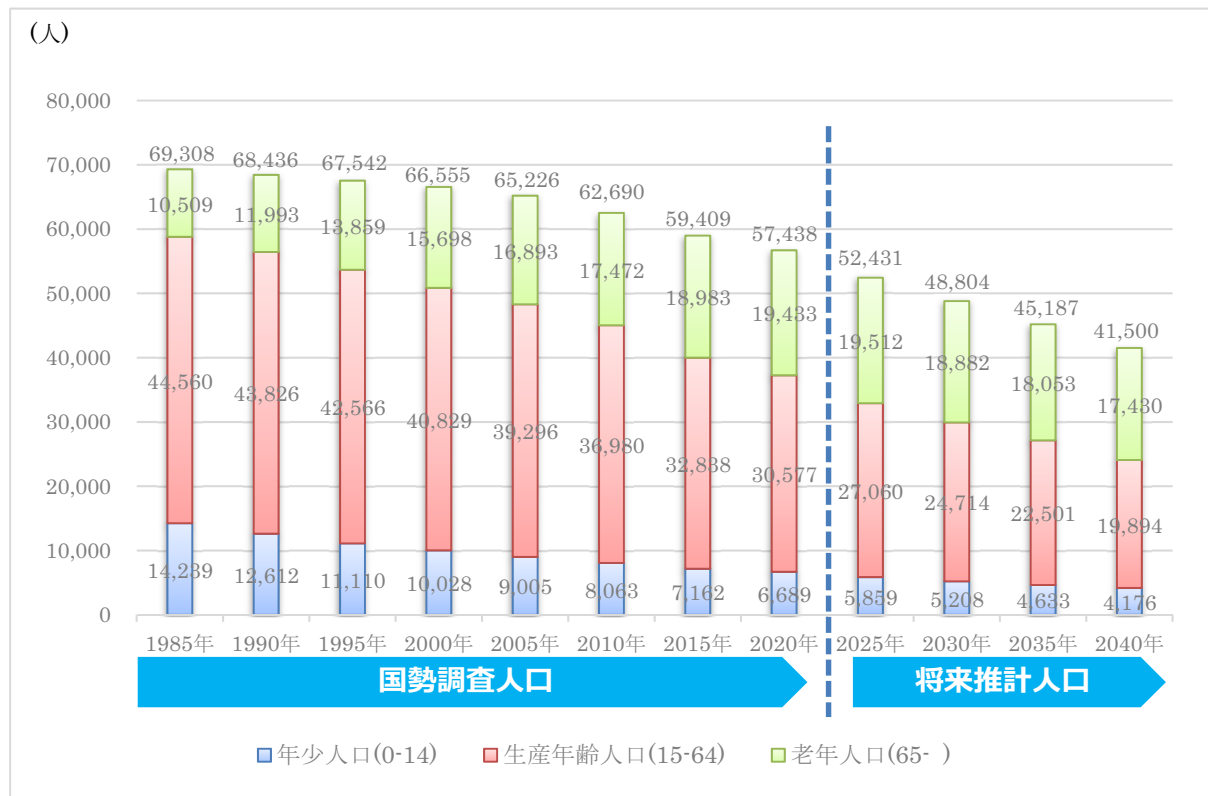
また、平成30（2018）年に総務省が公表した「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」の中で、自治体行政の課題について俯瞰し、危機を乗り越えるために必要となる対応を、①スマート自治体への転換[※]、②公共私によるくらしの維持[※]、③圏域マネジメント[※]と二層制の柔軟化[※]、④東京圏のプラットフォーム[※]についての4つの柱として示しています。自治体の経営資源が制約される中において、公共サービスを維持するためには、破壊的技術[※]（AIやロボティクス[※]、ブロックチェーン技術[※]など）を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が必要であるとされています。

なお、令和2（2020）年に総務省が公表した「令和2年地方公共団体定員管理調査結果」によると、令和2（2020）年4月1日現在の地方公務員の総職員数は276万2,020人で、ピーク時の平成6（1994）年と比較して約52万人減少しました。減少した要因としては、平成13（2001）年から実施された聖域なき構造改革[※]による行政改革努力に応じた地方交付税算定の導入や地方交付税総額の抑制及び市町村合併などがあげられます。本市においても1市2町が合併した翌年の平成18（2006）年の職員数621人と比較し、令和2（2020）年4月1日現在の職員数は、479人となっており142人減少しています。

一方で、激しく変化する社会情勢や複雑化する行政課題、また、高度化・多様化する市民ニーズへの対応などにより業務が大幅に増大しており、増え続ける行政需要に適切に対応するためには、ベース・レジストリ[※]を使用した持続可能なエコシ

STEM[※]の構築と香川県をはじめ他市町、民間事業者、教育機関等との共創[※]によりイノベーションを創出し、内部事務のみならず地域社会のデジタル化を推進していく必要があります。

図2 年齢区分別人口の推移と将来推計



○1985年～2020年は、国勢調査（10月1日）による。2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所資料（2018年推計）による。

○1985年～2020年の集計結果のうち年齢区分別人口は、年齢の「不詳^{注1}」を除いているため総人口と一致しない場合がある。

注1 調査票に未記入や誤記入がある場合や、調査票に記入された内容の分類が不可能である場合、「不詳」として取り扱う

3 計画の趣旨等

3.1 計画の趣旨

令和2(2020)年1月に、日本で新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、感染拡大防止のため外出自粛や3密の回避が求められており、同年4月に緊急事態宣言が発令されるなど市民生活や経済活動が大きく変化する中で、非対面・非接触での生活様式を可能とするデジタル化への対応が必要になっています。

国は、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため「デジタル・ガバメント実行計画」や「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、主導的な役割を果たしつつ、自治体の支援を行うこととしています。

本市においては、平成30(2018)年を初年度とし10年後の令和9(2027)年度を目標年度とする第2次総合振興計画で、これから目指すべき都市像「みんなで奏でる“にぎわい やすらぎ ときめき”の都市 ～元気印のかんおんじ～」を掲げ、ICTを活用した市民サービスの向上を図るとともに魅力あるまちづくりに取り組んできました。しかし急速に進展するデジタル技術や社会の変化に迅速に、かつ適切に対応するため、デジタル技術を活用していくための基本的な方針及び具体的な推進施策を示す「観音寺市DX推進計画」を策定し、DXの推進に向けて取り組みます。

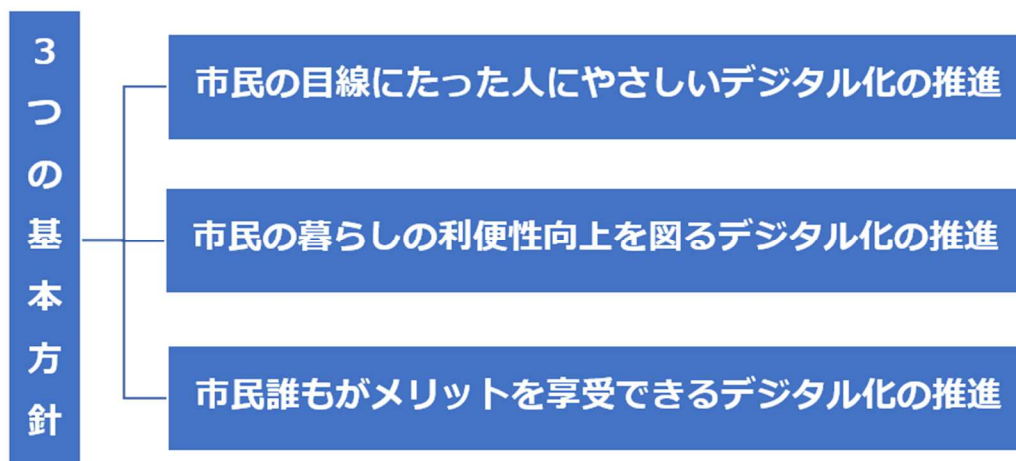
3.2 基本理念

デジタル技術の活用により、これまでの市民サービスや業務手法を変革し、市民の幸せにつながる新しい行政を実現し、都市の未来を創っていくことを理念とするものです。

ま ち
デジタル変革で創る都市の未来

3.3 基本方針

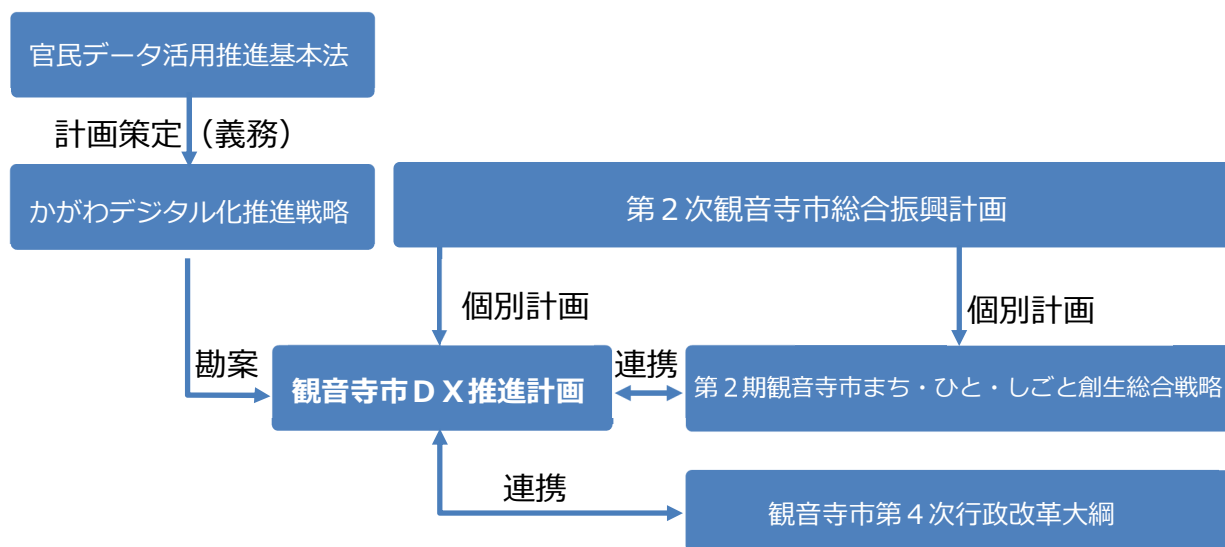
本計画では、基本理念を具現化するため、3つの基本方針を必要不可欠な要素として捉え、基本方針に基づきDXに関連する施策を展開します。



3.4 計画の位置付け

本計画は、「第2次観音寺市総合振興計画」に掲げる「持続可能なまちづくりのための体制づくり」を図る上で、関連する個別計画として位置付けるとともに、人口減少の克服と地域活力の向上を図るための「第2期観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び行政改革を推進するための「観音寺市第4次行政改革大綱」を踏まえた内容として位置付けます。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項に、「都道府県官民データ活用推進活用計画」を勘案し、市町村による「市町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務として規定されていることから「市町村官民データ活用推進計画」の内容を包含した計画として位置付けます。



3.5 計画の対象期間

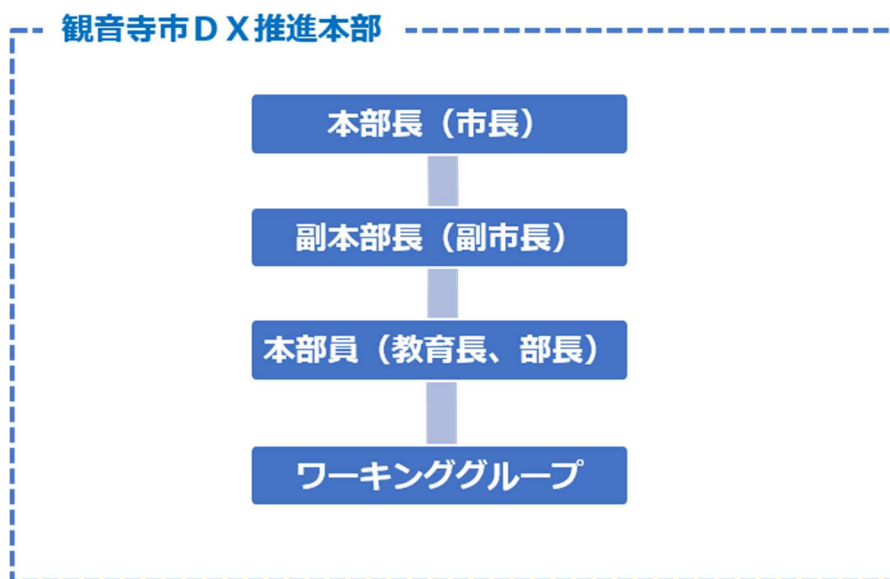
本計画の対象期間は、令和4（2022）年度を初年度とし5年後の令和8（2026）年度を計画目標年度とします。ただし、国の動向等も踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図ります。

4 施策の推進

4.1 推進体制

本計画の推進に当たっては、市長をトップとした「観音寺市DX推進本部」を設置し、効果的な推進体制の構築を図るとともに、同本部にワーキンググループを設置し、全庁横断的に個別的又は専門的な事項の調査・研究を行える体制を整えます。

また、DXを推進する上では、それを支えるデジタル人材の確保・育成が必要であるため、デジタル人材の確保に努めるほか、教育・研修等を通して職員のデジタルリテラシー[※]の向上を図ります。



4.2 個別施策

デジタル社会の構築に向けた個別施策の推進により市民の利便性・満足度を向上させるとともに、行財政運営の効率化を図るため取り組んでいきます。

(1) 官民データ活用の推進

平成28(2016)年12月、官民データの利用環境の促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上に寄与することを目的として官民データ活用推進基本法が施行されました。本計画では、同法に即し、かつ香川県の「かがわデジタル化推進戦略」において定義した「都道府県官民データ活用推進計画」を勘案し、取り組みを進めます。

また、「香川県オープンデータカタログサイト」を活用して、オープンデータの公開を開始し、順次内容を充実させるほか、官民データを利用して客観的な証拠に基づき効果的な政策を選択していくEBPM[※]の活用について検討を進めます。

(2) デジタルデバイドの解消

デジタル手続法では、国の行政機関等に対し、デジタルデバイドの是正を図るために必要な施策を講ずる義務を課していますが、地方公共団体においても推進していくこととされています。

今後、操作がしやすく直感的なUI※/UX※デザインを重視し、デジタル化を進める必要があります。また、スマートフォンに不慣れな高齢者向けにスマートフォン教室を実施するなどデジタルデバイドの解消に向けて取り組みます。

(3) キャッシュレス決済の推進

キャッシュレス決済は、現金を使わずに支払いを済ませる方法のことで、クレジットカードやデビットカード、電子マネー、モバイルウォレット※などでの決済が該当します。

また、世界的にキャッシュレスの流れが加速しており、国は、平成30（2018）年に「キャッシュレス・ビジョン」において24.1%のキャッシュレス決済比率を令和7（2025）年に40%にする目標を掲げています。本市においてもクレジットカード・電子マネー・QRコード決済ができる端末の導入を図り、キャッシュレス化を推進します。

(4) 行政手続きのオンライン化の推進

令和元（2021）年12月、デジタル手続法（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律）が施行され、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト※、②ワンスオンリー※、③コネクテッド・ワンストップ※）が基本原則として明確化されました。

本計画では、デジタル3原則に則り利用者の負担の軽減を図り利便性を高めるため、マイナンバーカードを用いてオンライン手続きができるマイナポータル※の「ぴったりサービス※」を拡充するとともに、全ての行政手続きのオンライン化に向けて取り組みます。

(5) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができるツールであり、デジタル社会の基盤となるものです。国は、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするなど令和4（2022）年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目標に普及の促進を図っています。

本市のマイナンバーカード交付枚数は、令和4（2022）年1月23日現在21,242枚で、35.85%の方が所持しており更なる普及に向けて、引き続き広報・啓発活動を行うとともに日曜開庁などにより促進していきます。

（6）情報システムの標準化・共通化

住民記録、地方税、教育など、地方公共団体の主要な20業務を処理する情報システム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成しており、ガバメントクラウド[※]の活用を原則とした標準化・共通化への移行を令和7（2025）年度までに実施することとされています。

情報システムの標準化・共通化は、システム全体の再構築を図るものであり、現行システム仕様との比較分析や業務プロセスの見直しなどが必要で、移行完了まで相当の期間及び工程を要するため、全庁的・横断的な推進体制を整え、計画的な導入に向けた検討を行う必要があります。

（7）情報セキュリティ対策の推進

国は、平成27（2015）年の日本年金機構における情報漏えい事案以降、地方自治体における個人番号利用事務系・LG-WAN[※]接続系・インターネット接続系のシステムを分離する「三層の対策」により情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ってきました。

その一方で、「三層の対策」により地方自治体の業務効率が低下したほか、近年において行政手続きのオンライン化やクラウド化、テレワークに向けた対応が必要とされており国は、令和2（2020）年に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定しました。

本市においては、ガイドラインを踏まえ、効率性・利便性を向上させた新たな情報セキュリティ対策の検討を進めます。

（8）情報配信システムの導入

本市の情報配信については、平成19（2007）年から観音寺ホッとメール[※]でイベントや行政情報をセグメント配信[※]していますが、迷惑メール対策により一度に送れる数が限られるため、メール配信から受信までの間に遅延が発生してお

り、遅延の解消が課題になっています。

また、平成30（2018）年10月以降、保育所、幼稚園、小学校及び中学校における情報については、観音寺ホッとメール以外のメール連絡システムを使用して配信しており、遅延の問題は発生していません。

今後、遅延の解消、行政情報へのアクセス性の向上及び双方向コミュニケーション可能な情報配信システムの導入について検討を進めます。

（9）内部事務のデジタル化

内部事務のデジタル化を進めるに当たっては、スモールスタート[※]から開始し、情報通信システムの安全性や信頼性の確保に十分配慮しながら、ICTを積極的に取り入れた質の高い行政サービスの提供に取り組みます。また、ICTの活用によりワーク・ライフ・バランス[※]の推進や事務の合理化による経費の節減など、簡素で効率的な自治体運営に取り組みます。

また、オンライン申請の進展などによりワークフロー[※]を見直す中で、作業効率ที่下がることの無いようにペーパーレス化を進めるほか、市役所本庁内の無線LAN環境の構築、AI・RPA[※]の導入についても検討を進めます。

5 用語集

え	エコシステム	本来は生態系を指す英語を比喩的に用い、主に情報通信産業において、食物連鎖や物質循環など相互に依存しあって一つのビジネス環境を構成すること
か	ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS [※] 、PaaS [※] 、SaaS [※] ）の利用環境のこと
	観音寺ホッとメール	携帯電話などのメール機能を利用して、本市のさまざまな情報を配信するサービスのこと
き	共創	異なる立場や業種の人・団体が協力して、新たな商品・サービスや価値観をつくり出すこと
け	圏域マネジメント	地方圏の9割以上の市町村では、人口減少が見込まれており中心都市を中心とする圏域単位で行政をスタン

		ダートにし、高度医療や高等教育、交通結節機能、商業施設など戦略的に圏域内の都市機能を守り抜くこと
こ	公共私による暮らしの維持	人口減少により自治体は、従来の方法や水準での公共サービスを維持することが困難になり、民間事業者も、市場の縮小により撤退やサービスの縮小が生じる。また、一人暮らし高齢者世帯や共働きの核家族の増加により、家族の扶助機能が低下するため、公共私機能低下に対応する新しい公共私相互間の協力関係の構築を図ること
	コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップ [*] で実現すること
	コミットメント	その行動しかとれないようにするよう実効性のある仕組みをつくること
す	スマート自治体への転換	全ての自治体で業務の自動化・省力化につながる破壊的技術を使いこなし、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるようにすること
	スモールスタート	新たな事業を立ち上げる際に、最初は機能やサービスを限定するなどして小規模に展開し、需要の増大などに応じて順次規模を拡大させていくこと
せ	聖域なき構造改革	小泉純一郎内閣が掲げた経済政策スローガンで、郵政事業の民営化、道路関係四公団の民営化など、市場にできることは市場にゆだねること
	セグメント配信	受信設定により一人ひとりにそれぞれのニーズに合わせた情報を配信する機能のこと
て	デジタルシフト	デジタル化が進むグローバル社会においてあらゆる企業活動に本格的なデジタル対応をすること
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差のこと
	デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること

	デジタルリテラシー	最新のテクノロジーを業務に生かす能力のこと
と	東京圏のプラットフォーム	東京圏では、今後急速に高齢化が進み医療・介護ニーズが急増し、サービスの供給不足が深刻化する恐れがあり、また、首都直下地震発生時における避難所不足など圏域全体でマネジメントを支える基盤のこと
に	二層制の柔軟化	都道府県が区域内に責任を有する広域自治体として、補完機能、広域調整機能を発揮し、核となる都市の無い地域の市町村の補完・支援を行うこと
は	破壊的技術	従来の価値基準のもとではむしろ性能を低下させるが、新しい価値基準のもとでは従来製品よりも優れた特徴をもつ新技術のこと
ひ	ビッグデータ	利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS全地球測位システムから発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のこと
	ぴったりサービス	マイナポータルにある、あらゆる分野の手続のオンライン申請ができるシステムのこと
ふ	プラットフォーム	情報通信技術を利用するための基盤となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク事業等。また、それらの基盤技術のこと
	ブロックチェーン技術	情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を分散的に処理・記録するデータベースの一種で、「ビットコイン（仮想通貨）」が発祥の基盤技術のこと
へ	ベース・レジストリ	公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベースのこと

ま	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護を始めとする、行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトのこと
も	モバイルウォレット	決済機能やポイントカード、クーポン、キーアクセスなどの機能を格納するサービスのこと
る	ルールエンジン	業務の自動化を実現するアプリケーション内で業務実行の判断を行うソフトウェアのこと
れ	レガシーシステム	主にコンピュータの分野で、代替すべき新しい技術などのために古くなったコンピュータのシステムや技術のこと
ろ	ロボティクス	ロボット工学ともいい、制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作および運転に関する研究のこと
わ	ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること
	ワンストップ	様々な行政サービスを1か所で一括して受けることを可能にすること
	ワークフロー	業務や活動を構成する、一連の作業や手続き、工程などの流れのこと
	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること
A	AI	(Artificial Intelligence)の略 人工知能のこと、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと
E	EBPM	(Evidence Based Policy Making)の略 統計や業務データ等の客観的な証拠に基づく政策立案のこと

I	I a a S	(Infrastructure as a Service)の略 インターネット経由でクラウドにある CPU、メモリ、ストレージなどを利用できるサービスのこと
	I C T	(Information and Communication Technology)の略 日本語では「情報通信技術」と訳され、従来の I T と同義ではあるが、I C T では人と人、人と物の情報伝達といったコミュニケーションがより強調されており、I T に代わる言葉のこと
	I T	(Information Technology)の略 日本語では「情報技術」と訳され、コンピュータとネットワークを利用した技術のこと
	I T 基本法	正式名称は「行動情報通信ネットワーク社会形成基本法」で、平成 1 2 (2 0 0 0) 年に成立し、国としての方針や理念など、情報政策における基本方針を定めた法律のこと
L	L G - W A N	(Local Government Wide Area Network)の略 インターネットから切り離された高度なセキュリティを維持した閉域網で地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークのこと
P	P a a S	(Platform as a Service)の略 インターネット経由でクラウドにあるプラットフォームが利用できるサービスのこと
R	R P A	(Robotic Process Automation) の略 これまで人間のみが対応可能とされていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジン [※] や A I、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組みのこと
S	S a a S	(Software as a Service)の略 インターネット経由でクラウドにあるソフトウェアを利用できるサービスのこと

U	UI	(User Interface) の略 ユーザーの視界に入る全ての情報のこと
	UX	(User Experience) の略 システムとの出会いに由来してユーザーが得る経験 (記憶や印象) のこと

